

～ 福 祉 タ ク シ ー 利 用 券 に つ い て ～

◎利 用 券 ① 利用券 1 枚につき、初乗り運賃を上限としてタクシーが利用できます。

※利用券の助成額は、利用したタクシーによって変わります。

別紙の利用可能事業者一覧に

ア 「A地区」または「東京都内」と記載のあるタクシー会社…500円

イ 「B地区」と記載のあるタクシー会社…620円

※なお、埼玉県と協定を締結しているタクシー会社の初乗運賃については、ご利用の際にご確認ください。

② 利用券は 1 回の乗車で 1 枚使えます。（複数枚は使えません）

③ 埼玉県又は草加市と協定を締結しているタクシー会社のみ利用可能です。

※利用券は、草加市と契約締結している都内のタクシー会社でも 1 枚 500 円を上限として利用できます。

④ 利用券の交付枚数は、申請した月によらず 38 枚です。

◎有効期間 申請した日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

※事前に翌年度分の申請をした場合は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から令和 4 年（2022 年）3 月 31 日まで

◎使 い 方 ① タクシーを止めて、利用券が使えるかを確認

② 乗車時に手帳を提示の上、利用券を冊子のまま乗務員に提示

※身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、手帳の提示により 1 割引になる制度も利用できます。（精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。）

支払方法は、裏面の支払方法の例をご覧ください。

◎注意事項 ① 利用券の交付は、毎年度 1 人 1 冊となりますので、紛失などをしても再交付はできません。（手帳を 2 種類所持していても 1 人 1 冊となります。）

② 切り離した利用券は無効です。

③ 利用券は障がい者ご本人が乗車したときのみ有効です。

他者への譲渡はできません。

④ 乗車料金が利用券の助成額未満の時に利用券を利用した場合、おつりは出ません。

⑤ 死亡したとき、市外に転出したとき、施設に入所したとき、手帳の等級を変更したとき等になった場合には、障がい福祉課に必ず届出をしてください。

◎問合せ先 草加市役所障がい福祉課

電 話：048-922-1436（直通）

FAX：048-922-1153

E-mail：shogaifukusi@city.soka.saitama.jp

◎支払方法の例

① 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

ア 「A地区」または「東京都内」と記載のあるタクシー会社を利用した場合

タクシー料金	手帳での1割引	利用券分	支払い金額
1,000円	－ 100円	－ 500円	= 400円

イ 「B地区」と記載のあるタクシー会社を利用した場合

タクシー料金	手帳での1割引	利用券分	支払い金額
1,000円	－ 100円	－ 620円	= 280円

② 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

ア 「A地区」または「東京都内」と記載のあるタクシー会社を利用した場合

タクシー料金	利用券分	支払い金額
1,000円	－ 500円	= 500円

イ 「B地区」と記載のあるタクシー会社を利用した場合

タクシー料金	利用券分	支払い金額
1,000円	－ 620円	= 380円